

## 社会福祉法人長井福社会役員等報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長井福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬及び退任慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。ただし、評議員選任・解任委員会委員には、退任慰労金は支給しない。
- 2 退任慰労金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるとおりとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退任慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるとおりとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額

2 会議出席報酬は、同日に複数の会議に出席した場合であっても1回とみなす。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等（退任慰労金を除く。）は支給しないものとする

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬及び賞与の支給時期は、職員給与規程第4条及び第23条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、次の各号に定める日とする。

- (1) 会議に出席した際の報酬は、当該会議の日
- (2) 年額報酬は、評議員に対しては定時評議員会時、理事及び監事に対しては年度末の理事会の日（理事会が開催されない場合は3月末）

3 退任慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内に支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の計算)

第8条 前条第3項の定めによる計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公 表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 社会福祉法人長井福祉会役員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和60年4月1日施行)及び社会福祉法人長井福祉会評議員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成14年4月1日施行)は、廃止する。

#### 別表第1 報 酬

役職名	年額報酬	月額報酬	会議出席報酬
(1) 評 議 員	10,000 円	—	1 回 5,000 円
(2) 理 事 長	50,000 円	—	1 回 5,000 円
(3) 副理事長・理事	50,000 円	—	1 回 5,000 円
(4) 常 務 理 事	—	250,000 円	—
(5) 監 事	50,000 円	—	1 回 5,000 円
(6) 評議員選任・解任委員会委員	—	—	1 回 5,000 円

(備考) (3)の理事には、第5条の規定により法人職員を兼ねる者は含まない。

#### 別表第2 賞 与

180,000 円に 5%を加算した額を基礎額とし、職員給与規程第12条に定める掛け率を乗じて得た額。

#### 別表第3 退任慰労金

(1) 評 議 員 在任期間1期につき 20,000 円

(2) 理 事 長 在任期間1期につき 30,000 円

(3) 副理事長及び常務理事 在任期間1期につき 20,000 円

(4) 理事及び当法人職員を兼務する理事 在任期間1期につき 10,000 円

(5) 監 事 在任期間1期につき 10,000 円

《備考》

任期中途での就任、辞任、死亡又は解任された場合は、基準月数に対する在任月数の割合を乗じて得た額とする。1か月に満たない日数については、15日以下は切り捨て、16日以上は切り上げて1か月とする。金額に端数が生じる場合は、第8条の規定に準じる。